

亀山市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可した。

平成27年2月19日

亀山市長 櫻井 義之

1 名称

池山自治会

2 目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

（2）美化・清掃等区域内の環境の整備

（3）不動産の維持管理及び運用

（4）区域住民の健康増進及び福祉向上を図るための諸行事

3 区域

本会の区域は、亀山市安坂山町1511番地から2235番地までの区域とする。

4 主たる事務所の所在地

本会の主たる事務所は、亀山市安坂山町1800番地池山公民館内に置く。

5 代表者の氏名及び住所

和泉 元男

亀山市安坂山町2104番地2

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

- (1) 本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成 2 7 年 2 月 1 2 日